

ご遺族の方へ

昭島市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、心よりお悔やみ申し上げます。

昭島市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

昭島市役所

事前準備について

昭島市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、各種手続きページをご確認ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、昭島市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要となる場合があります。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなれると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
 - ・喪主の口座番号が分かるもの
 - ・喪主の身分証明書
- ☐ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- ☐ 医療福祉費受給者証（マル福）
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- ☐ その他各種受給者証

本人確認書類について

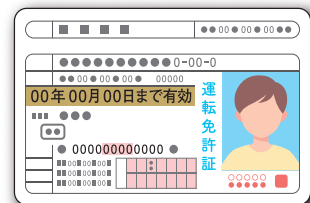
☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、資格確認書、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (23～25ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 (30ページ参照)	
4ヶ月以内		○所得税の準確定申告 (29ページ参照)
10ヶ月以内	○遺産分割協議 (30ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (30ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○遺留分侵害額請求	

昭島市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	世帯主が亡くなり、15歳以上の世帯員が2人以上残る世帯の方	P.7
	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	
	☐	印鑑登録をしていた	
	☐	在留カード・特別永住者証明書を持っていた	P.8
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.9 P.10
	☐	(75歳以上) 後期高齢者医療保険に加入していた	P.11 P.12
年金	☐	遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金を受給していた	P.13
	☐	上記以外の年金に加入または受給していた	
	☐	国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者を含む) だった	P.14
	☐	亡くなられた方の扶養になっていた(第3号被保険者だった)	
税金	☐	市・都民税、軽自動車税、固定資産税が課税されていた	P.15
	☐	未登記家屋を所有していた	
	☐	税金の納付が済んでいない	
	☐	昭島市で原動機付自転車(125cc以下)を所有していた(昭島市ナンバー)	P.16
	☐	口座振替(自動払い込み) 制度を利用していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
保 介 險 護	☐	・65歳以上 ・40歳から64歳で介護認定を受けていた	P.17
障 害 福 祉	☐	障害者手帳、各種受給者証を交付されていた	P.18
	☐	各種障害福祉関係手当の対象だった	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.19
	☐	自動車ガソリン費等助成、福祉タクシー利用費助成の対象だった	
児 童 手 当 等	☐	18歳以下のお子様を養育していた	P.20
	☐	18歳以下のお子様	
保 幼 育 稚 所 園	☐	幼稚園・保育所等を利用されている（申込をされていた）保護者の方	P.21
水 上 道 下	☐	上下水道を使用していた	
そ の 他	☐	粗大ごみを廃棄したい	P.22

1. 住民登録に関する手続き

世帯主が亡くなり、15歳以上の世帯員が2人以上残る世帯の方

手続き 世帯主変更の届出

手続き詳細	期 限
世帯主を定める届出が必要です。	亡くなられた日から 14 日以内
	手続き可能な方
	同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 来庁される方の本人確認書類 ☐ (同一世帯の方以外が来庁するとき) 委任状	市民課 市民係 ☎ 042-544-4120

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き マイナンバーカード等の保管

手続き詳細	期 限
今後のお手続きでマイナンバーが必要となることがありますので、全てのお手続きが完了するまで大切に保管してください。 ※カード類について返却の必要はありません。処分する場合ははさみ等で細かくしてから処分してください。	—
	手続き可能な方
	—
必要なもの	問い合わせ先
—	市民課 市民係 ☎ 042-544-4120

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
印鑑登録は亡くなった日をもって失効します。印鑑登録証（カード）は返却または破棄してください。	—
	手続き可能な方
	亡くなられた方の親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 市民係 ☎ 042-544-4120

在留カード・特別永住者証明書を持っていた

手続き 在留カード・特別永住者証明書の返却

手続き詳細	期 限
在留カード・特別永住者証明書の返却が必要です。	亡くなられた日（または在留カードを発見したときは、その発見の日）から14日以内
	手続き可能な方
	亡くなられた方の親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の在留カード・特別永住者証明書	東京出入国在留管理局 立川出張所 ☎ 042-528-7179

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証、資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の保険証、資格確認書を返却してください。 ※返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	—
	手続き可能な方 亡くなられた方の親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の保険証、資格確認書	保険年金課 保険係 ☎ 042-544-5111 (内線 2032 ~ 2036)

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内
	手続き可能な方 葬祭を行った方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 会葬礼状または葬祭の際の領収書(亡くなられた方と葬祭を行った方のお名前が記載されているものに限る) ☐ 葬祭を行った方の振込先金融機関の口座番号がわかるもの (ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・口座番号) ☐ 葬祭を行った方の本人確認書類	保険年金課 保険係 ☎ 042-544-5111 (内線 2032 ~ 2036)

MEMO

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられる前に高額療養費の対象であった場合、住所地宛に申請書類を送付します。 単身世帯の方は送付先変更の届出を行ってください。	診療月の翌月の1日から2年以内
	手続き可能な方 世帯主または同一世帯の方 (単身世帯だった場合は相続人)
必要なもの	問い合わせ先
☐ 振込先金融機関の口座番号がわかるものなど (ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・口座番号) ※詳細は送付される申請書類をご確認ください。	保険年金課 保険係 ☎ 042-544-5111 (内線 2032 ~ 2036)

手続き④ 送付先変更の届出または相続人代表者の届出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険税の納税通知書や未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方が亡くなられた場合は届出が必要です。	亡くなられた日から概ね2週間以内
	手続き可能な方 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
※詳細は担当課にお問い合わせください。	保険年金課 保険係 ☎ 042-544-5111 (内線 2032 ~ 2036)

MEMO

2. 保険に関する手続き

(75歳以上) 後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証、資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の保険証、資格確認書を返却してください。 ※返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	—
	手続き可能な方 亡くなられた方の親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の保険証、資格確認書	保険年金課 後期高齢者医療係 ☎ 042-544-5111 (内線 2174 ~ 2176)

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費 (50,000円) が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内
	手続き可能な方 葬祭を行った方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 会葬礼状または葬祭の際の領収書 (亡くなられた方と葬祭を行った方のお名前が記載されているものに限る) ☐ 葬祭を行った方の振込先金融機関の口座番号がわかるもの (ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・口座番号) ☐ 葬祭を行った方の本人確認書類	保険年金課 後期高齢者医療係 ☎ 042-544-5111 (内線 2174 ~ 2176)

MEMO

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられる前に高額療養費の対象であった場合、住所地宛に申請書類を送付します。 単身世帯の方は送付先変更の届出を行ってください。	診察月の翌月の1日から 2年以内
	手続き可能な方 世帯主または同一世帯の方 (単身世帯だった場合は相続人)
必要なもの	問い合わせ先
☐ 振込先金融機関の口座番号がわかるものなど (ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・口座番号) ※詳細は送付される申請書類をご確認ください。	保険年金課 後期高齢者医療係 ☎ 042-544-5111 (内線 2174 ~ 2176)

手続き④ 送付先変更の届出または相続人代表者の届出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険税の納税通知書や未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方が亡くなられた場合は届出が必要です。	亡くなられた日から概ね2週間以内
	手続き可能な方 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
※詳細は担当課にお問い合わせください。	保険年金課 後期高齢者医療係 ☎ 042-544-5111 (内線 2174 ~ 2176)

MEMO

3. 年金に関する手続き

遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金を受給していた

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、お問い合わせください。	— 手続き可能な方 相続人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものなど	保険年金課年金係 ☎ 042-544-5111 (内線 2042、2043)

上記以外の年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	— 手続き可能な方 —
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの ※請求者の住所が昭島市以外の場合は、住所地市区町村を管轄する年金事務所にお問い合わせください。	【国民年金・厚生年金】 立川年金事務所 ☎ 042-523-0352 【共済年金】 各共済組合

国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）だった

手続き 遺族基礎年金、死亡一時金、寡婦年金等の請求

手続き詳細	期 限
状況により、必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号のわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	—
	手続き可能な方
	—
必要なもの	問い合わせ先
※詳細は担当課にお問い合わせください。	保険年金課年金係 ☎ 042-544-5111 (内線 2042、2043)

亡くなられた方の扶養になっていた（第3号被保険者だった）

手続き 第1号被保険者への種別変更の届出

手続き詳細	期 限
配偶者の扶養から外れるため、第1号被保険者となる手続きが必要です。	亡くなられた日から概ね2週間以内
	手続き可能な方
	新たに第1号被保険者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 新たに第1号被保険者となる方の基礎年金番号の分かる書類（年金手帳または基礎年金番号通知書など） ☐ 第3号被保険者でなくなった日が分かる書類（扶養資格喪失証明書など） ☐ 通帳及び金融機関届出印（口座振替を希望する場合）	保険年金課年金係 ☎ 042-544-5111 (内線 2042、2043)

MEMO

4. 税金に関する手続き

市・都民税、軽自動車税、固定資産税が課税されていた

手続き 相続人代表者の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市・都民税、軽自動車税、固定資産税が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきますので、届出が必要です。 ※相続人全員が相続放棄をした場合は、お問い合わせください。	亡くなられた日から概ね 3か月以内
必要なもの	手続き可能な方 相続人代表者となる方
※詳細は担当課にお問い合わせください。	問い合わせ先 課税課市民税係 ☎ 042-544-4122（直通）

未登記家屋を所有していた

手続き 未登記家屋の所有者変更の届出

手続き詳細	期 限
未登記家屋について、所有者を変更する届出が必要です。	必要なものが揃い次第
必要なもの	手続き可能な方 相続人代表者となる方
☐ 新名義人の印鑑（実印） ☐ 新名義人の印鑑証明書 ☐ 相続を証明する書類（遺産分割協議書など） ※詳細は担当課にお問い合わせください。	問い合わせ先 課税課家屋資産税係 ☎ 042-544-4127（直通）

税金の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。 ※相続人全員が相続放棄をした場合は、お問い合わせください。	納税通知書に記載の納付 期限まで
必要なもの	手続き可能な方 相続人
☐ 納税通知書 ☐ 手続きをする方の本人確認書類	問い合わせ先 納税課収納係 ☎ 042-544-5111 （内線 2082~2085）

昭島市で原動機付自転車(125cc以下)を所有していた(昭島市ナンバー)

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続人へ名義変更せず相続しない場合、または廃棄や譲渡をする場合、廃車（ナンバープレートの返納）の手続きが必要です。	亡くなられた日から概ね 30 日以内
	手続き可能な方
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きをする方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ※同世帯の場合は不要	課税課市民税係 ☎ 042-544-4124（直通）

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きが必要です。 ※昭島市にお住まいの方が相続する場合に限りです。 ※相続人以外の方への名義変更や、市外の方へ譲渡する場合については、お問い合わせください。	亡くなられた日から概ね 2週間以内
	手続き可能な方
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きをする方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ※同世帯の場合は不要	課税課市民税係 ☎ 042-544-4124（直通）

口座振替（自動払い込み）制度を利用していた

手続き 市税等口座振替の変更・廃止

手続き詳細	期 限
口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた方が亡くなられた場合は、窓口または電話にて口座振替の廃止を申し出てください。	—
	手続き可能な方
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きをする方の本人確認書類 ☐ 変更を希望する銀行口座の通帳（口座の変更を希望する場合） ☐ 銀行届出印（口座の変更を希望する場合）	納税課収納係 ☎ 042-544-5111 （内線 2082~2085）

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上・40歳から64歳で介護認定を受けていた

手続き① 保険証等の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却またははさみ等で細かくしてから処分してください。	—
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証（介護認定を受けている方のみ） ☐ 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ）	介護福祉課介護保険係 ☎ 042-544-5111 （内線 2146、2147）

手続き② 送付先変更の届出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。	亡くなられた日から概ね2週間以内
独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方が亡くなられた場合は届出が必要です。	手続き可能な方
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
※詳細は担当課にお問い合わせください。	介護福祉課保険料係 ☎ 042-544-5111 （内線 2152、2156）

MEMO

6. 障害福祉に関する手続き

障害者手帳、各種受給者証を交付されていた

手続き 手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の身体障害者手帳、各種受給者証を返却してください。	—
	手続き可能な方 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 愛の手帳 など	障害福祉課 ☎ 042-544-5111 (内線 2132 ~ 2135)

各種障害福祉関係手当の対象だった

手続き 資格喪失届の提出など

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が各種障害者福祉手当の対象だった場合、手続きが必要です。 ※詳細は担当課までお問い合わせください。	亡くなられた日から概ね 2週間以内
	手続き可能な方 同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 同一世帯の方の振込口座のわかるもの など	障害福祉課障害福祉係 ☎ 042-544-5111 (内線 2133)

MEMO

6. 障害福祉に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の方、またはお子様の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となり、手続きが必要です。 ※詳細は担当課までお問い合わせください。	亡くなられた日から概ね 2週間以内
	手続き可能な方 相続人、親族の方 など
必要なもの	問い合わせ先
※状況により必要書類が異なります。詳細は担当課までお問い合わせください。	障害福祉課障害福祉係 ☎ 042-544-5111 (内線 2133)

自動車ガソリン費等助成、福祉タクシー利用費助成の対象だった

手続き 未請求分の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自動車ガソリン費等助成、福祉タクシー利用費助成の対象だった場合、未請求分の請求ができます。	亡くなられた日から概ね 2週間以内
	手続き可能な方 同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 同一世帯の方の振込口座のわかるもの ☐ 同一世帯の方の印鑑 ☐ 未請求分の領収書	障害福祉課障害福祉係 ☎ 042-544-5111 (内線 2133)

MEMO

7. 児童手当等に関する手続き

18歳以下のお子様を養育していた

手続き

児童手当受給者変更等の届出、ひとり親家庭の手当・医療費助成の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、各種手続きが必要です。	亡くなられた日から概ね 2週間以内
	手続き可能な方 受給者が亡くなられた後、 対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 新たな手当受給申請者及びお子様の健康保険証 ☐ 銀行口座情報（手当受給申請者及び手当対象児童のうち最も年長者のもの） ☐ 本人確認書類 ☐ 死亡届受理証明書 ☐ 戸籍謄本 ※状況により、他の必要書類が必要な場合があります。詳細は担当課までお問い合わせください。	子ども未来課手当医療助成係 ☎ 042-544-5111 （内線 2895 ～ 2898）

18歳以下のお子様

手続き

児童手当等資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
対象のお子様が亡くなられた場合、資格喪失届の提出が必要です。	亡くなられた日から概ね 2週間以内
	手続き可能な方 児童手当等の受給者の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 対象のお子様が亡くなったことがわかる証明書 など ※状況により、他の書類が必要な場合があります。詳細は担当課までお問い合わせください。	子ども未来課手当医療助成係 ☎ 042-544-5111 （内線 2895 ～ 2898）

8. 幼稚園・保育所に関する手続き

幼稚園・保育所等を利用されている（申込をされていた）保護者の方

手続き 保育所等の利用に関する変更手続き

手続き詳細	期 限
保護者の方が亡くなられた場合、保育所等の利用に関する変更手続き、支給認定等の変更手続きが必要です。	亡くなられた日から概ね 2週間以内
必要なもの	手続き可能な方
※状況により、必要書類が異なります。詳細は担当課までお問い合わせください。	受給者が亡くなられた後、 対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	子ども育成支援課保育所 幼稚園係 ☎ 042-544-4189（直通）

9. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 使用名義人変更または使用停止の手続き

手続き詳細	期 限
使用名義人の変更または使用停止の手続きが必要です。	14 日以内
必要なもの	手続き可能な方
※状況により、必要書類が異なります。詳細は担当課までお問い合わせください。	亡くなられた方の同居者の 方（単身世帯の場合は相続 人の方）
	問い合わせ先
	水道部業務課 ☎ 042-543-6111（直通） 所在地：朝日町 4-23-28

10. その他の手続き

粗大ごみを廃棄したい

手続き 粗大ごみの廃棄

手続き詳細	期 限
収集を希望する場合は清掃センター、持ち込みを希望する場合は環境コミュニケーションセンターへお問い合わせください。	随時 ※収集または搬入可能日時 はお問い合わせください。
	手続き可能な方
	—
必要なもの	問い合わせ先
—	清掃センター ☎ 042-541-1342 所在地：田中町 4-3-14 環境コミュニケーション センター ☎ 042-546-5300 所在地：美堀町 3-8-1

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 お近くの年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	詳細は税務署にお問い合わせください。 立川税務署 ☎0570-00-5901 (ナビダイヤル)
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	昭島警察署 ☎042-546-0110
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	立川税務署 ☎0570-00-5901 (ナビダイヤル)
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	東京法務局立川出張所 ☎ 042-524-2716
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		☎ 0120-15-1515

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

銀行口座凍結時の解除の方法

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

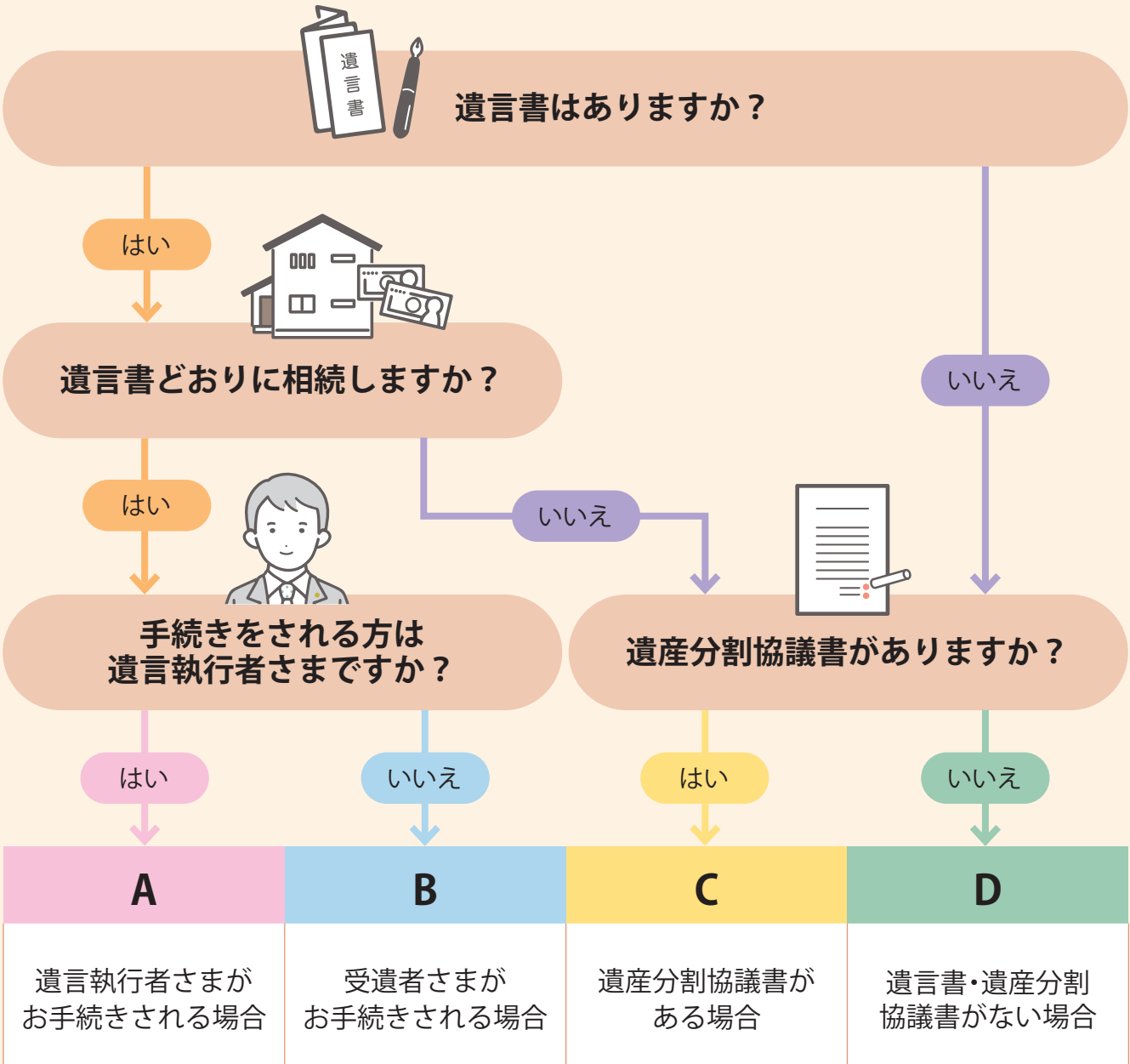
委任状

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

✓	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。 【昭島市に本籍のある方】 市民課戸籍係または東部出張所で取得できます。 ☐ 来庁する方の本人確認書類 ☐ 委任状（配偶者または直系親族の方以外が手続きする場合） 【昭島市に本籍のない方】 以下の条件を満たせば市民課戸籍係で取得できます。 ☐ 請求者が本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子、孫など） ☐ 請求者本人が直接来庁する（昭島市では市役所本庁のみでの受付） ☐ 顔写真付きの公的身分証明書の提示（運転免許証、マイナンバーカードなど） ★上記以外または以下に該当する場合は、本籍地へのご請求となります。 ☐ コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍、一部事項証明書、個人事項証明書（抄本）、戸籍の附票の請求 ☐ 委任状持参、法定代理人、第三者の方、または郵送による請求 ※死亡の事実が戸籍に反映されるまで日数がかかります。なお、死亡届の提出先によって日数が異なります。 ※東部出張所では、戸籍届出受理証明書、戸籍届出内容証明書（記載事項証明書）の発行ができません。

✓	項 目	期 日	備 考
☐	遺言書の探索	速やかに	自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

家系図（3親等内の親族）

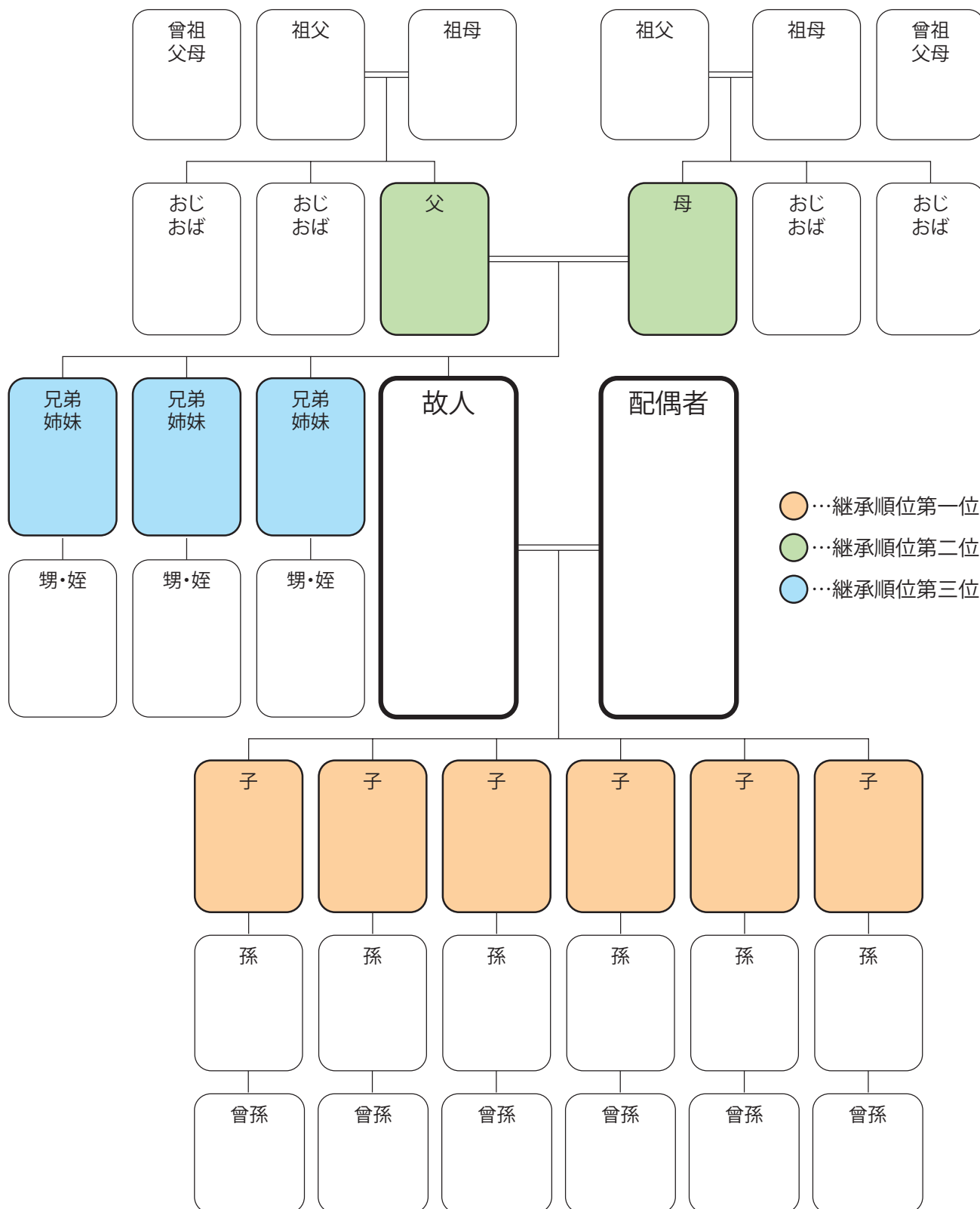
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

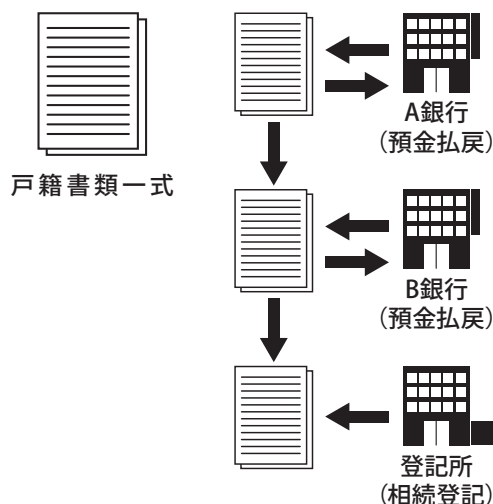
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

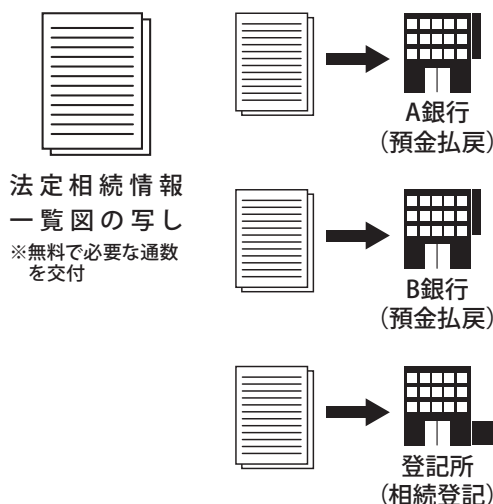
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

(宛先) 昭島市長

＜代理人＞ 住 所 _____
氏 名 _____

私は、上記の者を代理人として定め、下記の事項を委任します。

委任する手続き等の内容

記入日 令和 年 月 日

＜委任者＞ 住 所 _____
本 籍※ _____

※戸籍に関する証明書の請求の場合は、ご記入ください。

氏 名 _____ 印 _____

生年月日 大 昭 平 西暦 年 月 日

連 絡 先 _____ — _____

注意

- ・委任者が自筆で署名を行う場合は、印鑑は不要です。(法人の場合を除く)
- ・窓口で代理人の本人確認をさせていただきます。
- ・住民票コード・マイナンバー記載の証明書は、委任者宛に郵送にて交付しますので、封筒と切手をご準備ください。

MEMO

発行 昭島市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2024年11月

